

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
その翌日が休日には、
たる翌日)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県の休日を定める条例
一 県の休日(第一条関係)

1 次に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の執務は、原則として行わないものとすることとした。

(一) 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日
(二) 国民の祝日にに関する法律に規定する休日

(三) 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 県の休日に県の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではないこととした。

二 期限の特例(第二条関係)

県の行政庁に対する申請、届出等の行為の期限で条例又は規則で規定する期間をもって定めるものが県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもって期限とみなすこととした。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでないこととした。

三 施行期日等

1 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。
2 次の条例について所要の改正を行うこととした。

(一) 職員の給与に関する条例
(二) 職員の勤務時間に関する条例

(三) 県費負担職員の勤務時間、休暇等に関する条例

四 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(五)

職員の退職手当に関する条例

(六)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 2に伴う所要の経過措置を講することとした。

◇昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例

一 この条例は、職員の懲戒免除に関し必要な事項を定めることを目的とした。(第一条関係)

二 職員(この条例施行前に職員でなくなった者を含む。)のうち昭和六十四年一月七日前の行為について、平成元年二月二十四日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた者に対しては、将来に向かってその懲戒を免除することとした。(第二条関係)

三 この条例は、公布の日から施行し、平成元年二月二十四日から適用することとした。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

一 知事の事務部局の職員の定数を次のとおり変更することとした。

員 員	区 分	定 数	
		現 行	改 正 後
一般会計支弁に係る職員	三、三六八人	三、三六四人	△四人
特別会計支弁に係る職員	七五七人	七六一人	四人

二 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 平成元年度以後の年度分の所得割の税率を次のとおり改めることとした。(第三十三条関係)

改 正 後	現行(平成元年度)	
	適用課税所得	税率
五百萬円以下の金額	二%	
五百萬円を超える金額	四%	
三百三十万円以下の金額	二%	
三百三十万円を超える金額	三%	
三百六十万円を超える金額	二%	
三百六十万円を超える金額	四%	

2 障害者、未成年者、老年者又は寡婦の非課税限度額を合計所得金額百二十五万円(現行百万円)に引き上げるとともに、合計所得金額が当該金額を超えない寡夫を非課税の対象に加えることとし、平成元年度から実施することとした。

(第三十二条関係)

3 長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分に対しては、平成元年度から百分の二

の比例税率（現行その譲渡益の二分の一相当額を総合課税した場合の上積税額）により課税することとした。（附則第三十五項関係）

4 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例について、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分に対する税率を平成元年度から百分の二（現行百分の二・五）に引き下げることとした。（附則第四十二項関係）

5 所得割の納税義務者が平成元年四月一日以後に行う株式等（株式、転換社債等をいう。）の譲渡による所得については、所得税において源泉分離課税を選択した場合を除き、他の所得と分離して百分の二の税率により申告を通じて課税することとした。（新附則第十八条関係）

6 簡易税額表を廃止することとした。（第三十二条の二、別表第一関係）

7 退職所得に係る県民税の特別徴収税額表について所要の改正を行うこととした。（附則第十七項、附則第十八項、別表第二関係）

1 消費税の創設に伴い、課税方式を従量税方式にすることとし、税率を次のとおり改めた上、名称を「県たばこ税」に改めることとした。（第七十一条、第七十三条、第七十四条関係）

等級	改 正 後		現 行	
	税	率	税	率
一級	一人一日につき	千二百円	一級	一人一日につき
二級	一人一日につき	千百円	二級	一人一日につき
三級	一人一日につき	九百五十円	三級	一人一日につき
四級	一人一日につき	八百円	四級	一人一日につき
		千百円		千三百円

千本につき千百二十九円	従量割 百分の八・一	改 正 後	現 行
千本につき三百六十円			

三 娯楽施設利用税に関する事項

消費税の創設に伴い、名称をゴルフ場利用税に改めるとともに、次のとおり税率等を改めることとした。

1 課税対象施設をゴルフ場に限定すること。（第七十七条関係）

2 税率を次のとおり改めること。（第七十九条関係）

五級	一人一日につき 六百五十円	五級	一人一日につき 九百円
六級	一人一日につき 五百円	六級	一人一日につき 六百五十円
七級	一人一日につき 四百円	七級	一人一日につき 五百五十円

四 料理飲食等消費税に関する事項

消費税の創設に伴い、名称を特別地方消費税に改めるとともに、次のとおり税率等を改めることとした。

1 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除の制度並びに奉仕料控除の制度を廃止すること。 (第九十四条の二関係)

2 遊興を伴う飲食等についても免税点を適用することとした上、免税点を次のとおり引き上げること。 (第九十四条の三、第九十四条の四関係)

(一) 宿泊等 一万円 (現行五千円)

(二) 飲食等 五千円 (現行二千五百円)

3 税率を百分の三 (現行百分の十) に引き下げること。 (第九十五条関係)

4 納入金が少額であること等の特別の事情がある特別徴収義務者に係る納期限の特例等を設けること。 (第九十八条、第九十九条関係)

5 領収証の交付義務を廃止すること。 (第一百一条関係)

1 様式を、規則で定めることとした。

2 附則を条建てに改めることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

1 前記一の5の改正は平成二年四月一日から、他の改正は平成元年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一 県立中央病院に新たに形成外科を置くこととした。 (第二条関係)

二 病院の利用に係る使用料のうち消費税課税対象のもの及び手

数料について、その額を三パーセントの範囲内で引き上げることとした。 (第三条関係)

三 看護婦等養成施設の入学選抜手数料及び授業料の額を次のとおり引き上げることとした。 (第十条、第十二条関係)

区分	金額	
	現行	改正後
入学選抜手数料	二千円	二千二百円
授業料	月額 七千三百円	月額 七千八百円

四 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。

五 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 県立果樹技術講習所と県立野菜技術講習所を統合して、次のとおり県立果樹野菜技術講習所を設置することとした。

名 称	位 置	目 的	修業年限
鳥取県立果樹野菜技術講習所	東伯郡大栄町	果樹及び野菜の栽培管理に必要な知識と技術を授け、農村中堅実務者の養成を行うこと。	一年以内

二 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県国営干拓事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

一 負担金の徴収対象者に土地を取得した農地保有合理化法人を加えることとした。 (第二条関係)

二 負担金の額は、県が負担した額の範囲内で、土地取得者がそ

れぞれ取得した土地の面積に当該土地の種類に応じ規則で定める単価を乗じて得られる額とするとした。 (第三条関係)

三 負担金を元利均等年賦支払の方法により徴収する場合の利率を現行「年六パーセント」から「年六・五パーセント」に引き上げることとした。 (第四条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

一 屋外広告物の表示等の規制に関する事項

(一) 次の地域に係る屋外広告物の表示等の禁止地域及び制限地域の指定は、知事が行うこととするとした。 (第二条、第三条関係)

制限地域	禁止地域
(1) 都市計画区域	(1) 国宝及び重要文化財並びに鳥取県指定保護文化財の周囲の地域
(2) 道路、鉄道及びこれらに接続する地域	(2) 道路、鉄道及びこれらに接続する地域

(二) 次の地域に係る屋外広告物の表示等の禁止地域から除外する地域の指定は、知事が行うこととするとした。 (第二条関係)

禁止地域
東郷池及び湖山池並びにこれらから一百メートル以内の地域

(三) 知事は、(一)及び(二)の指定並びにこれらの変更及び廃止をするときは、その旨を告示するものとすることとした。 (新第七条の二関係)

2 禁止物件の追加

(一) 屋外広告物の表示等の禁止物件として次の物件を追加す

ることとした。 (第二条関係)

(1) 高架構造物

(2) 信号機、道路標識及び道路上のさく
郵便ポスト及び公衆電話ボックス

(3) 次の物件をはり紙、はり札又は立看板の表示の禁止物件
とすることとした。 (第二条関係)

(1) 電柱、電話柱及び街灯柱

(2) アーチの支柱及びアーケードの支柱

二 屋外広告物の表示等の規制の適用除外に関する事項

屋外広告物の表示等の禁止地域及び制限地域並びに禁止物件に係る規制の適用が除外されている屋外広告物等のうち次の屋外広告物等については、禁止物件に係る規定の適用は、除外しないこととした。 (第十条関係)

(1) 自己の氏名等又は自己の事業等の内容を表示するた

め、自己の居所又は事業所等に表示し、又は設置される
もので規則で定める基準に適合するもの

(2) 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、
又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの

(3) はり紙又ははり札で規則で定める基準に適合するもの
一時的又は仮設的なもので規則で定める基準に適合するもの

(4) (5) (1)から(4)までのものに準ずるもので規則で定めるもの

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この条例は、平成元年七月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例

一 証紙の種類等の変更その他やむを得ない理由により小売りさばき人が証紙を返還する場合の還付すべき金額を、当該証紙の定価から既に交付した売りさばき手数料に相当する金額を控除した金額（現行百分の九十七（自動車税等の納付に用いる証紙については、百分の九十九）に相当する金額）とすることとした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。

四 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 鳥取県立社会教育センターの名称を「鳥取県立生涯学習センター」に改めることとした。(題名、第一条～第五条、第七条、第八条関係)

二 施設使用料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表

関係)

区 分	単 位	施設 使用料の額	
		現 行	改 正 後
大ホール	一時間につき	二、〇〇〇円	二、〇六〇円
大研修室	一時間につき	八〇〇円	八二〇円
団体交流室	一平方メートル につき一月	一、〇一〇円	一、〇四〇円

三 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県種雄豚検査条例を廃止する条例

- 一 鳥取県種雄豚検査条例を廃止することとした。
- 二 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。
- 三 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例によることとした。

鳥取県条例第五号

鳥取県の休日を定める条例

(県の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- 一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、県の休日に県の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第二条 県の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもつて定める期間を除く。)をもつて定めるものが県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

平成元年三月二十四日

鳥取県の休日を定める条例をここに公布する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第十四条第三項中「日曜日以外の日」を「毎日曜日」に改め、「定め部を次のように改正する。」

られている」の下に「職員以外の」を加える。

第十六条中「一週間」を「一週間当たり」に改める。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

3 職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 日曜日及び週休土曜日(毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに人事委員会規則の定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週間につき二となるよう)に任命権者が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。)は、勤務を要しない日とし、前二項の勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、週休土曜日のある週にあつては月曜日から金曜日までの五日間、それ以外の週にあつては月曜日から土曜日までの六日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第二条に次の二項を加える。

4 任命権者は、職員に前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時

間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。ただし、当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)のみが割り振られている日(以下「半日勤務日」という。)を勤務を要しない日に変更することが困難であるときは、人事委員会規則の定めるところにより、半日勤務日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第三条の見出し中「勤務を要しない日及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項又は」及び「勤務を要しない日又は」を削り、「定」を「定め」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二項から第五項まで及び附則第一項の項番号を削る。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

4 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 日曜日及び週休土曜日(毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに教育委員会規則の定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週間につき二となるよう)に教育委員会が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。)は、勤務を要しない日とし、前項の勤務時間は、教育委員会規則の定めるところにより、週休土曜日のある週にあつては月曜日から金曜日までの五日間、それ以外の週

にあつては月曜日から土曜日までの六日間において、教育委員会がその割振りを行うものとする。ただし、教育委員会は、特別の勤務に從事する職員については、教育委員会規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、教育委員会規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第三条の見出し中「勤務を要しない日および」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「おかなければ」を「置かなければ」に改め、同項を同条とする。

第五条中「日曜日または」を「第二条第二項に規定する勤務を要しない日又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「および」を「及び」に改める。

附則第二項から第五項まで及び附則第一項の項番号を削る。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「日曜日以外の日」を「毎日曜日」に改め、「定められている」の下に「職員以外の」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

6 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十一月鳥取県条例第五十

- 7 (職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第二項及び第十五条第二項の規定は、昭和六十三年四月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日在職する職員であつて給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第三条から第五条の二まで及び第七条若しくは附則第四項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第三十六号)附則第三項から第六項まで(以下「条例第三十六号附則」という。)の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第三条から第五条の二まで及び第七条若しくは附則第四項又は条例第三十六号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 9 (企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 9 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
- 第十一条第三項中「日曜日以外の日」を「毎日曜日」に改め、「定められている」の下に「職員以外の」を加える。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和二十七年法律第百十七号）第三条の規定に基づき、職員の懲戒免除に関し必要な事項を定めることを目的する。

(職員の懲戒免除)

第二条 職員（この条例施行前に職員でなくなった者を含む。）のうち、法令及び法令に基づく条例の規定により、昭和六十四年一月七日前の行為について、平成元年二月二十四日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた者に対しては、将来に向かってその懲戒を免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年二月二十四日から適用する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県条例第七号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、三六八人」を「三、三六四人」に、「七五七人」を「七六一人」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「県たばこ消費税」を「県たばこ税」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二条第三号中「第一号様式又は第二号様式のとおりとする」を「規則で定める」に改め、同条第四号中「第二号様式のとおりとする」を「規則で定める」に改め、同条第五号中「第三号様式のとおりとする」を「規則で定める」に改め、同条第六号中「第四号様式のとおりとする」を「規則で定める」に改める。

規則で定める」に改める。

第三条第一号中「県たばこ消費税」を「県たばこ税」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第四条中「第五号様式による」及び「第六号様式による」を「規則で定める」に改める。

第二十一条中「県たばこ消費税」を「県たばこ税」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「第十二号様式による」を「規則で定める」に、「その他」を「その他」に、「同様とする」を「同様とする」に改める。

第二十四条第一項第五号中「第八十八条の三」を削り、同項第六号中「第四十五条の八」を「第四十五条の九」に改め、同項第七号中「第八十七条第二項、第九十八条第一項」を「第八十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第二項」に改める。

第二十五条第一項中「第十三号様式による」を「規則で定める」に改める。

第二十六条第一項第三号中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十八条の二第三項中第一号を「又は寡婦」を「寡婦又は寡夫」に、「百万元」を「百二十五万元」に改める。

第三十三条第一項表以外の部分中「百三十万円」を「五百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

五百万円を超える金額	百分の一
五百六十円	四

第三十三条の二を次のように改める。

第三十三条の二 削除

第三十八条の二中「第三十三条の二」を削る。

第四十二条第二項中「第四十三条」を「法第五十五条第四項」に改める。

第四十三条第一項中「第十四号様式の」を「規則で定める」に改め、同条第二項中「前項の規定による通知」を「前項の通知書」に改める。

第四十四条中「前条の規定による」を「前条第一項の」に改める。

第四十五条の八第一項中「第十五号様式の」を「規則で定める」に改め、

同条第二項中「前項の規定による通知」を「前項の通知書」に改める。

第四十五条の九中「前条」を「前条第一項」に改める。

第五十三条第一項中「第五十五条」を「法第七十二条の四十二」に改め、

る。

第五十五条第一項中「第十四号様式の」を「規則で定める」に改め、

同条第二項中「前項の規定による通知」を「前項の通知書」に改める。

第五十六条中「前条の規定による」を「前条第一項の」に改める。

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 県たばこ税

第七十一条の見出し中「県たばこ消費税」を「県たばこ税」に改め、同

条第一項中「県たばこ消費税」を「県たばこ税」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第三項を削る。

第七十二条第一項、第二項及び第四項本文中「前条第一項又は第二項」を「前条」に改め、同項ただし書中「前条第一項又は第二項」を「同条」に改める。

第七十三条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第

一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従量割にあつては」及び「（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの当

該売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。）に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十四条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従量割にあつては百分の八・一とし、従量割にあつては」を削り、「二百円」を「千百三十九円」に改める。

第七十五条の見出し並びに同条第一項及び第三項並びに第七十六条（見出しを含む。）中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十六条の二の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同

条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「（以下この項にお

いて「売渡し等」という。）及び「課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合

計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこ

の」を削り、「課税標準額」を「課税標準数量」に、「並びに当該課税標準額」を「及び当該課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第二項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、「課税標準額」を「課税標準数量」に改める。

第七十六条の三中「事由」を「理由」に改める。

第七十六条の四の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「不足額」を「不足」に改める。

第七十六条の五（見出しを含む。）中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十六条の六第一項及び第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第三項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改める。

第七十六条の七の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に、「通知書の様式」を「通知」に改め、同条第一項中「第十六号様式の」を「規則で定める」に改め、同条第二項中「前項の規定による通知」を「前項の通知書」に改める。

第七十六条の八の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節 ゴルフ場利用税

第七十七条から第七十九条までを次のように改める。

第七十七条 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに

定額によつて、その利用者に課する。

第七十八条 削除

(ゴルフ場利用税の税率)

第七十九条 ゴルフ場利用税の税率は、次の表の上欄に掲げる等級ごとに、

それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

等級	税	率
一級	一人一日につき	千二百円
二級	一人一日につき	千百円
三級	一人一日につき	九百五十円
四級	一人一日につき	八百円
五級	一人一日につき	六百五十円
六級	一人一日につき	五百円
七級	一人一日につき	四百円

2 前項の表の上欄に掲げる等級は、当該ゴルフ場の規模及び整備の状況、利用料金等を基準として知事が定める。

第七十九条の二の見出し中「ゴルフ場の利用に係る娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項及び第二項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「前条第三項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「当該施設に係る娯楽施設利用税」を「当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税」に改める。

第八十条の見出し及び同条本文中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条ただし書を削る。

第八十二条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条ただし書を削る。

第八十三条から第八十六条まで 削除

第八十七条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、

同条第一項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「経営者等」(第七十八条第二項及び第五項の規定を適用される者を除く。)を「ゴルフ場の経営者」に改め、同条第二項中「当該施設」を「当該ゴルフ場」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改める。

第八十二条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「施設の經營を開始し、又は施設を借り受けようとする」を「ゴルフ場の經營を開始しようとする」に、「当該施設」を「当該ゴルフ場」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 当該ゴルフ場の所在地及び名称

三 当該ゴルフ場の利用料金

四 当該ゴルフ場の規模

五 開業年月日

六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第八十二条第三項を次のように改める。

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、法第八十四条第二項に規定するその者がゴルフ場利用税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。

第八十二条に次の一項を加える。

4 前項の証票の様式は、規則で定める。

第八十三条から第八十六条までを次のように改める。

第八十三条から第八十六条までを次のように改める。

第八十七条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、

同条第一項を削り、同条第二項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「第二十一号様式による」を「規則で定める」に、「但し、その施設」を「ただし、そのゴルフ場」に、「三日」を「五日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 削除

第八十八条の二から第八十八条の五までを削る。

第八十九条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、「施設の種類ごとに」を削り、同項中第二号を次のように改め、第三号を削る。

二 ゴルフ場利用税額

第八十九条の二を削る。

第九十条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第九十四条第四項」を「第八十七条第四項」に、「第九十一条第四項」を「第九十条第四項」に、「第九十八条第四項」を「第九十一条第四項」に、「第二十三号様式の」を「規則で定める」に改め、同条第二項中「前項の規定による通知」を「前項の通知書」に改める。

第九十一条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、「又は申告納付すべき納税者は、前条第一項」を「又は納付書によつて納入し、又は納付しなければならない」を「によつて納入しなければならない」に改める。

第二章第六節の節名を次のように改める。

第六節 特別地方消費税

第九十二条（見出しを含む。）中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第九十三条の見出し及び同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「持込」を「持込み」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第三項中「又は宿泊若しくは」を「、宿泊又は」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「但し」を「ただし」に、「料理飲食等消費税額」を「特別地方消費税額」に改め、同条第四項中「定」を「定め」に、「みなすべき者」を「みなすべきもの」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第五項第六号中「ものの外知事」を「もののほか、知事」に改める。

第九十四条（見出しを含む。）中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第九十四条の二を次のように改める。

第九十四条の二 削除

第九十四条の三の見出し中「飲食店、喫茶店等」を「料理店等」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「飲食店」を「料理店、貸席、カフェー、バー、飲食店」に改め、「場所」の下に「（次条において「料理店等」という。）」を加え、「一人一回の料金が二千五百円以下である飲食及びその他の利用行為」を「遊興、飲食及びその他利用行為の料金（これらの行為が当該場所において一連のものとして行われた場合には、これらの料金の総額）が一人一回につき五千円以下であるときは、当該遊興、飲食及びその他の利用行為」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「前項の場所」を「飲食店、喫茶店その他これらに類する場所」に改め、「（第一百一条第三項に

おいて「あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食」という。」を削り、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第三項第四号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第五項中「見易い」を「見やすい」に改める。

第九十四条の四の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「一人一泊の料金が五千円以下である宿泊及びこれに伴う飲食」を「宿泊並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為の料金（これらの行為が当該旅館において一連のものとして行われた場合には、これらの料金の総額）が一人一泊につき一万円以下であるときは、当該宿泊並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「（施行令第四十二条の二）の規定により知事が指定するものを除く。次項において同じ。」を削り、「おける飲食」を「おける遊興、飲食」に、「遊興を伴う飲食及びその他の利用行為並びに宿泊者に係る第九十四条の二第一項の飲食を除く。次項において同じ」を「宿泊者に係る前項の遊興、飲食及びその他の利用行為を除く」に、「それぞれ飲食店、喫茶店、その他これらに類する場所」を「料理店等」に改め、同条第三項を削る。

第九十五条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「但し」を「ただし」に、「その他」を「その他」に改める。

第九十七条（見出しを含む。）中「料理飲食等消費税」を「特別地方消

費税」に改める。

第九十八条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「前条の規定による」を「特別地方消費税の」に、「前月一日から同月末日までの期間」を「前月の初日から末日までの間」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「納入申告書」を「規則で定める納入申告書」に、「三日」を「五日」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に、「別に」を「別に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 特別地方消費税の特別徴収義務者のうち前項の規定による納入金が少額であることその他の規則で定める要件に該当するものとして知事が指定したものについては、前項の規定による次の表の上欄に掲げる納期限は、前項本文の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる納期限とする。

一月末日及び二月末日	三月末日
四月末日及び五月末日	六月末日
七月末日及び八月末日	九月末日
十月末日及び十一月末日	十二月末日

3 前項の知事が受けようとする特別徴収義務者は、知事が別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該特別徴収義務者が第二項の規則で定める要件に該当すると認めるときは、当該特別

徴収義務者を指定するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

した者に対し、法第二百二十条第二項に規定する者が特別地方消費税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。

5 知事は、前項の規定による指定をした特別徴収義務者について第二項の規則で定める要件に該当しなくなつたことその他特別地方消費税の保全上適当でない事情が生じたと認めるときは、前項の規定による指定を取り消すことができる。

第九十八条の二の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中「事由」を「理由」に改め、同条第三号中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「受取る」を「受け取る」に改め、同条第五号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第九十八条の三の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中「第二十四号の二様式又は第二十四号の三様式の」を「規則で定める」に、「事由」を「理由」に改める。

第九十九条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「前月一日から同月末日までの期間」を「前月の初日から末日までの間」に、「第二十五号様式又は第二十五号の二様式による」を「規則で定める」に改め、ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 第九十八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による申告納付について準用する。

第百条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「その経営」を「その経営」に改め、同条第二項第七号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合においては、その申請を

- 4 前項の証票の様式は、規則で定める。
第一百一条から第百五条まで 削除
第一百六条を次のよう改める。
（特別地方消費税に係る特別徴収義務者の帳簿書類の保存義務）

- 第一百六条 特別地方消費税の特別徴収義務者は、その事業に係る遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（以下「遊興等の利用行為」という。）について次に掲げる事項を整然と、かつ、明りよう記載した帳簿をその帳簿の閉鎖日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。

- 一 遊興等の利用行為の区分、利用年月日、利用者の数及び利用料金
二 前号の遊興等の利用行為のうち特別地方消費税の課税対象となるものとの区分、利用年月日、利用者の数及び利用料金並びに特別地方消費税の税額

- 三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項特別地方消費税の特別徴収義務者は、その事業に係る遊興等の利用行為について次に掲げる書類を当該利用行為の行われた日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から二年間保存しなければならない。
一 請求書等遊興等の利用行為の際に作成される書類で、遊興等の利用行為の区分、利用年月日、利用者の数及び利用料金並びに特別地方消

費税の税額が記載されているもの

二 前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類
第一百六条の二の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「帳簿記載等の義務」を「帳簿の保存義務」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

特別地方消費税を申告納付すべき納税者は、次に掲げる事項を整然と、かつ、明りように記載した帳簿をその帳簿の閉鎖日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から一年間保存しなければならない。

第一百七条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「第二十三号の二様式の」を「規則で定める」に改め、同条第三項中「前項の規定による通知」を「前項の通知書」に改める。

第一百八条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第一百八条の二の見出し中「チケツトの切取義務、」を削り、同条第一項中「次の各号の一に該当する者」を「第一百六条第一項若しくは第二項又は第六条の二の規定に違反して帳簿又は書類を保存しなかつた者」に改め、各号を削り、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第一百十三条の三中「第二十九号様式による」を「規則で定める」に改める。

第一百三十五条の十第一項中「第一百三十五条の十六」を「法第六百九十九条の十八第四項」に改める。

第一百三十五条の十一中「第三十号様式による」を「規則で定める」に改める。

第一百三十五条の十六の見出し中「通知書の様式」を「通知」に改め、同条第一項中「第三十号の二様式の」を「規則で定める」に改め、同条第二項中「前項の規定による通知」を「前項の通知書」に改める。

第一百三十五条の十七中「前条」を「前条第一項」に改める。

第一百三十七条第三項中「第三十五号様式による」を「規則で定める」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百四十四条第四項を次のように改める。

4 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、法第七百条の十二第二項に規定する者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。

第一百四十四条に次の一項を加える。

5 前項の証票の様式は、規則で定める。

第一百五十条第一項中「引取」を「引取り」に改め、同項第四号中「事由」を「理由」に改め、同項第六号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第二項中「第三十三号様式の」を「規則で定める」に改める。

第一百五十二条の見出し中「引取」を「引取り」に改め、同条第一項中「越える」を「超える」に改め、同項第四号中「事由」を「理由」に改め、同項第六号中「引渡」を「引渡し」に改め、同項第七号中「事由」を「理由」に改め、同項第八号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第二項中「第三十四号様式による」を「規則で定める」に改め、同条第三項中「第三十三号様式の」を「規則で定める」に、「道府県知事」を「都道府県知事」に改める。

第一百五十三条の見出し中「通知書の様式」を「通知」に改め、同条第一

項中「第二十三号様式の」を「規則で定める」に改め、同条第二項中「前項の規定による通知」を「前項の通知書」に改める。

第一百五十三条の二中「前条」を「前条第一項」に改める。

附則中見出しを削る。

附則第四項から第十項までを削る。

附則第十五項中「第三十三条の二並びに」を削る。

附則第十七項中「応じ、前項の規定を適用して算定される第三十八条の四の金額の範囲内で定める別表第二に掲げる税額」を「応ずる法別表第一に掲げる税額」に、「応ずる別表第一」を「応ずる法別表第一に改める。

附則第十八項中「別表第二」を「法別表第一」に改める。

附則第二十一項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

附則第二十二項中「附則第二十項」を「前条」に改める。

附則第二十三項中「附則第二十五項」を「次条第一項」に、「附則第二十一項」を「第一項」に改める。

附則第二十四項中「附則第二十二項」を「第二項」に、「附則第十五項」を「附則第五条第二項」に改める。

附則第二十五項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に、「附則第十四項、附則第十五項及び附則第二十項」を「附則第五条及び附則第八条」に改め、同項第一号中「第二十八項まで」を「本条」に改める。

附則第二十七項中「附則第二十五項」を「第一項」に改める。

附則第二十八項中「附則第二十五項」を「第一項」に、「附則第二十六項」を「第二項」に改める。

附則第二十九項中「第三十三条及び第三十三条の二」を「及び第三十三条」に、「施行令附則第十六条の四第一項に規定する」を「法附則第三

十三条の三第一項の政令で定めるところにより計算した」に、「附則第三十二項」を「次条第一項」に改め、同項第一号中「第三十一項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第二十九項」を「附則第十一项第一項」に改める。

附則第三十二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「第三十条及び第三十三条の二」を「及び第三十三条」に改め、同項第一号中「第一項」に改める。

附則第三十四項中「附則第三十一項」を「前条第三項」に、「附則第三十二項」を「第一項」に、「附則第二十九項」を「附則第十一项第一項」に、「附則第三十二項」を「附則第十二项第一項」に改める。

附則第三十五項中「第三十三条及び第三十三条の二」を「及び第三十三条」に改め、「第三十三条第四項」の下に「（同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十七条の五第一項」を「同法第三十七条の五第二項若しくは第三十七条の七第四項」に、「附則第三十七項第一号」を「第三項第一号」に、「附則第三十九項」を「次条」に改め、同項第一号ロを次のように改める。

口 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

附則第三十七項各号列記以外の部分中「附則第三十五項」を「第一項」

に改め、同項第一号及び第二号中「附則第三十五項」を「附則第十三条第一項」に改める。

附則第三十八項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「附則第三十五項に」を「前条第一項に」に、「附則第四十一項まで及び附則第四十八項」を「本条及び附則第十七条第三項」に改め、「及び附則第四十項」を削り、「附則第四十二項及び第四十三項又は附則第四十四項及び第四十五項」を「次条又は附則第十六条」に、「附則第三十五項各号」を「前条第一項各号」に改める。

附則第三十九項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「附則第三十五項」を「前条第一項」に、「次項及び附則第四十一項」を「第四項」に改める。

附則第四十項中「附則第三十八項」を「第一項」に、「附則第三十五項」を「前条第一項」に、「優良住宅地等」を「第一項又は前項に規定する優良住宅地等」に改める。

附則第四十一項中「附則第三十九項」を「第二項」に、「第三十一条の二第二項第六号から第九号まで」を「第三十一条の二第二項第七号から第十号まで」に、「当該譲渡」を「その該当しないこととなつた譲渡」に改める。

附則第四十二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「附則第三十五項の規定の適用については、同項第二号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る県民税の所得割の額として法附則第三十四条第一項」であるのは、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の一・五に相当する」とを「県民税の所得割については、附則第十三条の規定を適用」に改める。

ら四千万円を控除した金額の百分の一・五に相当する」とを「県民税の所得割については、附則第十三条の規定を適用」に改める。

附則第四十四項中「附則第三十五項」を「附則第十三条第一項」に、「課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る県民税の所得割の額として法附則第三十四条第一項第二号ロの政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する」を「百分の一・六」に改める。

附則第四十六項各号列記以外の部分中「第三十三条及び第三十三条の二」を「及び第三十三条」に改め、同項第一号中「附則第四十九項」を「第四項」に、「附則第三十七項第一号」を「附則第十三条第三項第一号」に改め、同項第二号中「施行令附則第十八条第一項の規定」を「法附則第三十五条第一項第二号の政令で定めるところ」に改める。

附則第四十八項中「附則第四十六項」を「第一項」に改める。

附則第四十九項中「附則第三十七項」を「附則第十三条第三項」に、「附則第四十六項」を「第一項」に、「附則第三十五項」を「附則第十三条第一項」に、「附則第四十六項」を「附則第十七条第一項」に改める。

附則第五十項中「附則第四十六項」を「第一項」に改める。

次の表の上欄に掲げる附則の項をそれぞれ同表の中欄に掲げる附則の条（項を併せて掲げているものにあっては、それぞれ当該条の項）とし、同欄に掲げる各条の前にそれぞれ同表の下欄に掲げる見出しを付する。

第一項 第二項	第一条第一項 第二項	(施行期日等)
第三項	第二条 第三項	(鳥取県税条例の廃止)
第十一項 第十二項	第三条第一項 第二項	(昭和二十八年度分以前の県税の取扱い等)
第十三項	第四条 第二項	(納定期限の延長に係る延滞金の特例)
第十四項	第五条第一項 第二項	(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)
第十五項		
第十六項	第六条第一項 第二項	(県民税の分離課税に係る所得割の額の特例)
第十七項	第三項	
第十八項		
第十九項	第七条 第八条	(個人の県民税の課税標準の特例) (個人の県民税の配当控除)
第二十項		
第二十一項	第九条第一項 第二項	(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)
第二十二項	第三項	
第二十三項		
第二十四項		
第二十五項	第四項	
第二十六項		(みなし法人課税を選択した場合に係る県民税の課税の特例)
第十一条第一項		
第二項		

第二十七項 第二十八項	第三項	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)
第二十九項 第三十項	第二項	(超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)
第三十一項	第三項	
第三十二項 第三十三項	第二項	(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)
第三十四項	第三項	
第三十五項 第三十六項	第二項	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)
第三十七項	第三項	
第三十八項 第三十九項	第二項	
第四十項 第四十一項	第三項 第四項	(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)
第四十二項 第四十三項	第二項	(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)
第四十四項 第四十五項	第二項	(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)
第四十六項		
第十七条第一項		

第四十七項

第二項

第四十八項

第三項

第四十九項

第四項

第五十項

第五項

附則第十七条の次に次の二条を加える。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十八条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等（同法第三十七条の十一第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十二条の二及び第三十三条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として法附則第三十五条の二第一項の政令で定めるところにより計算した金額（以下本条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項第一号の規定により適用される第三十二条の三の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下本条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項の場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七

条の十第四項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十二条の三の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第十八条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 第三十三条の三の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十八条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

三 前二号に定めるもののほか、法附則第三十五条の一第五項に定めるところによる。

附則第五十一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十日」に、「附則第五十一項」を「附則第十九条」に改める。

附則第五十二項中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に改める。

附則第五十三項を次のように改める。

53 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第七十四条の規定にかかるわらず、当分の間、千本につき五百三十六円とする。

附則第五十四項及び第五十五項を削る。

附則第五十六項中「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に、「次項

及び附則第五十八項」を「以下本条」に改める。

附則第五十七項中「附則第六十三項」を「附則第二十四条第四項」に改める。

附則第五十八項中「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「附則第六十四項」を「附則第二十四条第五項」に、「昭和六十四年自動車排出ガス規制適合車」を「平成元年自動車排出ガス規制適合車」に、「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改める。

附則第六十項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第六十一項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

附則第六十二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十日」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第六十三項中「附則第六十一項」を「第二項」に改め、同項第二号中「昭和六十四年四月三十日」を「平成元年四月三十日」に改める。

附則第六十四項中「昭和六十四年自動車排出ガス規制適合車」を「平成元年自動車排出ガス規制適合車」に、「附則第六十一項」を「第二項」に改め、同項第一号中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に改め、同項第二号中「昭和六十四年十月一日から昭和六十五年二月二十八日まで」を「平成元年十月一日から平成二年二月二十八日まで」に改め、同項第三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

附則第六十五項及び第六十六項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平

附則第六十八項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十日」に、「次項」を「次条第一項」に改める。

附則第六十九項中「前項」を「前条」に改める。

附則第七十一項から第七十三項までの規定中「附則第六十九項」を「第一項」に改める。

次の表の上欄に掲げる附則の項をそれぞれ同表の中欄に掲げる附則の条（項を併せ掲げているものにあっては、それぞれ当該条の項）とし、同欄に掲げる各条の前にそれぞれ同表の下欄に掲げる見出しを付する。

第五十一項	第十九条	(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)
第五十二項	第二十条	(住宅の取得に対する不動産取得税の特例)
第五十三項	第二十一条	(県たばこ税の税率の特例)
第五十四項	第二十二条第一項 第二項	(自動車税の税率の特例)
第五十五項	第二十三条	(鉱区税の課税標準等の特例)
第五十六項	第二十四条第一項 第二項	(自動車取得税の非課税等)
第五十七項	第二十五条	
第五十八項	第二十六条	
第五十九項	第二十七条	
第六十項	第二十八条	
第六十一項	第二十九条	
第六十二項	第三十条	
第六十三項	第三十一条	
第六十四項	第三十二条	
第五項	第三十三条	

第六十五項	第六項
第六十六項	第二十五条 (軽油引取税の税率の特例)
第六十七項	第二十六条 (軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)
第六十八項	第二十七条 (県民税の法人税割の税率の特例)
第六十九項	第二十八条第一項 (中小法人等に対する県民税の法人税割の 不均一課税)
第七十項	第二項 (第三項)
第七十一項	第三項 (第四項)
第七十二項	第五項 (第六項)
第七十三項	
第七十四項	

度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
 2 新条例附則第十八条の規定は、県民税の所得割の納稅義務者が平成元年四月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る個人の県民税について適用する。

(県たばこ税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中県たばこ税に関する部分は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）以後に行われる新条例第七十一条第一項の壳渡し又は同条例第二項の売渡し若しくは消費等（第三項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき県たばこ税について適用する。

2 施行日前に行われたこの条例による改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第七十三条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する県たばこ消費税については、なお従前の例による。

3 卸売販売業者等（新条例第七十一条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）が、施行日前に既に県たばこ消費税を課された製造たばこにつき施行日以後に売渡し等をする場合においては、新条例第七十五条第一項第四号中「たばこ税」とあるのは「たばこ消費税」として、同条の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が小売販売業者に施行日前に売り渡した製造たばこの返還を受け、施行日以後に当該製造たばこにつき新条例第七十六条の六第一項の規定による控除を受ける場合においては、同項中「たばこ税額」（当該たばこ税額）とあるのは「たばこ消費税額（当該たばこ消費税額）」

（県民税に関する経過措置）
 第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成元年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和六十三年

と、同条第三項中「たばこ税額」とあるのは「たばこ消費税額」として、
同条の規定を適用する。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中ゴルフ場利用税に関する部分は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用する。

2 施行日前における旧条例第七十七条第一項各号に掲げる施設の利用に対する課する娛樂施設利用税については、なお従前の例による。

3 施行日前にゴルフ場の利用に対して課する娛樂施設利用税の特別徴収義務者が行つた旧条例第二十一条の規定による納税管理人に係る申告は、当該ゴルフ場に係る新条例第二十一条の規定による納税管理人に係る申告とみなす。

4 施行日前にゴルフ場の利用に対して課する娛樂施設利用税の特別徴収

義務者が行つた旧条例第八十二条第一項の規定による登録の申請は、当該ゴルフ場に係る新条例第八十二条第一項の規定による登録の申請とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第八十二条第三項のゴルフ場の利用に対して課する娛樂施設利用税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該ゴルフ場について新条例第八十二条第三項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。

6 この条例の施行の際現に交付を受けている旧条例第八十二条第三項のゴルフ場の利用に対して課する娛樂施設利用税の特別徴収義務者に係る証票は、新条例第八十二条第三項の規定に基づくゴルフ場利用税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該ゴ

ルフ場について同項の規定により交付された証票とみなす。

7 娯楽施設利用税の特別徴収義務者は、施行日の前日において交付を受けている旧条例第八十二条第三項の証票を、施行日以後速やかに知事に返納しなければならない。

8 娯楽施設利用税の特別徴収義務者は、施行日の前日において交付を受け、又は所持している旧条例第八十四条第二項（旧条例第八十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により県が交付した用紙を、施行日以後速やかに知事に返納しなければならない。

(特別地方消費税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中特別地方消費税に関する部分は、施行日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新条例第九十二条に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき特別地方消費税について適用する。

2 施行日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（旧条例第九十二条に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

3 施行日前に料理飲食等消費税の特別徴収義務者が行つた旧条例第一百条第一項の規定による登録の申請は、当該場所に係る新条例第一百条第一項の規定による登録の申請とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第一百条第三項の料理飲食等消費税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該場所について新条例第一百条第三項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。

5 この条例の施行の際現に交付を受けている旧条例第一百条第三項の料理飲食等消費税の特別徴収義務者に係る証票は、新条例第一百条第三項の料理

- 定に基づく特別地方消費税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該場所について同項の規定により交付された証票とみなす。
- 6 料理飲食等消費税の特別徴収義務者は、施行日の前日において交付を受け、又は所持している旧条例第百条第三項の証票及び旧条例第一百一条第四項本文の規定により県が交付した用紙を、施行日以後速やかに知事に返納しなければならない。
- 7 旧条例第一百一条第一項、第二項及び第五項の規定は、施行日前に作成された同条第一項又は第二項の領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管については、なおその効力を有する。
- 8 旧条例第一百三条第二項又は第一百四条第一項の場所の指定又は承認を受けた料理飲食等消費税の特別徴収義務者は、施行日の前日において交付を受け、又は所持している旧条例第一百三条第四項又は第一百四条第三項の規定により県が交付した用紙を、施行日以後速やかに知事に返納しなければならない。
- 9 旧条例第一百三条第三項の規定は、施行日前に切り取られた同項のチケットの保管については、なおその効力を有する。
- 10 旧条例第一百四条第二項の規定は、施行日前に使用された同項の帳簿の保管については、なおその効力を有する。
- (罰則に関する経過措置)
- 第六条 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税に係るこの条例の施行後にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)
第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年十二月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表鳥取県立中央病院の項中「整形外科」を「整形外科形成外科」に改める。

第三条第二項中「定めるところによる」を「定める金額にそれぞれ百分の百三を乗じて得た金額による」に、「相当する額」を「相当する額。以下の「療養費算定額」という。」に、「に係る使用料の額は、規則で定める額」を「及び消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項の規定

により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第一に定めるものを除く。）の額は、規則で定める額（課税療養等に係る使用料にあつては、療養費算定額に百分の百三を乗じて得た額の範囲内で規則で定める額）」に改める。

第十条第二項中「二千円」を「二千二百円」に改める。

第十二条第二項中「七千三百円」を「七千八百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に看護婦等養成施設に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例第十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十九年三月）

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月）

鳥取県条例第十八号の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県立果樹技 術講習所	東伯郡 大栄町	果樹の栽培管理に必要な知 識と技術を授け、農村中堅実務 養成を行うこと。
-----------------	------------	--

者の
識と
を

に改める。

に改める。

第四条の表中

鳥取県立果樹技術講習所 一年以内	鳥取県立果樹技術講習所 一年以内
鳥取県立野菜技術講習所 一年以内	鳥取県立野菜技術講習所 一年以内

鳥取県立果樹野 菜技術講習所	東伯郡 大栄町	果樹及び野菜の栽培管理に必要 な知識と技術を授け、農村中堅 実務者の養成を行うこと。
-------------------	------------	--

鳥取

に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県国営干拓事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県国営干拓事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県国営干拓事業負担金等徴収条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「負担金等」を「負担金」に改める。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「又は同条第四項の規定による負担金に相当する額の金銭」を削る。

第二条の見出し中「負担金等」を「負担金」に改め、同条第一項中「法

第九十四条の八第四項」を「同条第四項又は第五項の規定により土地改良区から徴収し、又は市町村に負担させる場合を除き、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に、「額を知事が定めるところにより」を「額の範囲内で、」に、「面積に応じてあん分して」を「面積に当該土地の種類に応じ規則で定める単価を乗じて」に改める。

第四条の見出し中「負担金等」を「負担金」に改め、同条第一項中「又はこれに相当する額の金銭」を削り、「すえ置期間」を「据置期間」に、「年六パーセント」を「年六・五パーセント」に改め、同条第二項中「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十条）」を「（第二十条・第二十一条）」に改める。

第二条第一項第一号中「のうち別表第一に掲げるもの並びにこれらの周囲五十メートル以内の地域」を「の周囲で、知事が指定する範囲内にある地域」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

第二条第一項第四号中「別表第一の三に掲げる地域」を「知事が指定する地域」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

- 一 橋りよう及び高架構造物
- 第二条第二項に次の二号を加える。
- 四 信号機、道路標識及び道路上のさく
- 五 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- 第二条に次の二項を加える。
- 3 次の各号に掲げる物件に、はり紙、はり札又は立看板を表示してはならない。
- 一 電柱、電話柱及び街灯柱
- 二 アーチの支柱及びアーケードの支柱
- 第三条第一項第一号中「別表第二に定める区域」を「知事が指定する区域」に改め、同項第三号を次のように改める。
- 三 道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの
- 第七条第二項中「別表第四」を「別表」に改める。
- 第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の二条を加える。

(告示)

- 第七条の二 知事は、第二条第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第三条第一項第一号若しくは第三号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止するときは、その旨を告示するものとする。
- 第十条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条中第三号から第六号までを削り、同条第七号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の二項を加える。
- 2 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第二条第一項及び第三条の規定は、適用しない。
- 一 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しく

- は営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの
- 二 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの
- 三 はり紙又ははり札で規則で定める基準に適合するもの
- 四 一時的又は仮設的なもので規則で定める基準に適合するもの
- 五 前各号に掲げるものに準ずるもので規則で定めるもの
- 第二十条を第二十一条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。
- 三 別表第一から別表第三までを削り、別表第四を別表とする。
- （経過措置）
- 第二十条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。
- 附 則
- 1 この条例は、平成元年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日につこの条例による改正前の鳥取県屋外広告物条例第十条の規定により適法に表示され、又は設置されていた屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件で、施行日においてこの条例による改正後の鳥取県屋外広告物条例第二条第二項又は第三項の規定により新たに禁止されることとなるものについては、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、施行日から六月間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前の例による。

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「（以下「指定金融機関」という。）」を削る。

第七条第二項中「の百分の九十七（規則で定める証紙については、百分の九十九）」を「から売りさばき手数料に相当する金額を控除した金額」に改める。

附 則

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

2 平成元年四月一日前に元売りさばき人が売りさばいたこの条例による改正後の鳥取県収入証紙条例第七条第二項に規定する還付すべき金額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県立社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会教育センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「鳥取県立社会教育センター」を「鳥取県立生涯学習センター」に改める。

第二条中「社会教育の」を「生涯学習の」に、「鳥取県立社会教育センター（以下「社会教育センター」）」を「鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」）」に改める。

第三条から第五条まで、第七条及び第八条中「社会教育センター」を「生涯学習センター」に改める。

別表の一の表中「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県立社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県種雄豚検査条例を廃止する条例

鳥取県種雄豚検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。